

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 65 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

遠東地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第67号

令和6年(2024年)9月2日

遠東
遠東新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第69号

令和6年(2024年)9月2日

遠東
東山住宅地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 71 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

遠東
ゆかり地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 73 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

酒丸
中東地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 75 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

酒丸
西谷ヶ代地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第77号

令和6年(2024年)9月2日

酒丸
西酒丸地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第79号

令和6年(2024年)9月2日

酒丸

サニープレイスつくば地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 81 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

沼崎
北谷ヶ城地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 83 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

沼崎

本北谷ヶ城地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第85号

令和6年(2024年)9月2日

沼崎
北地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 87 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

沼崎
辻地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第89号

令和6年(2024年)9月2日

沼崎

前木上地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 91 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

沼崎
前木下地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 93 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

沼崎 中の内地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第95号

令和6年(2024年)9月2日

沼崎
東原地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第97号

令和6年(2024年)9月2日

真瀬
鎌倉地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 99 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

真瀬
本田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 101 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

真瀬
真瀬本田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6 つくば消中第 103 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

真瀬
真瀬下新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第105号

令和6年(2024年)9月2日

真瀬
真瀬原新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 107 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

真瀬
谷津地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 109 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

真瀬

上新田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先

つくば市中央消防署予防係

電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 111 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

土田地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 113 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

百家
百家上地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 115 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

百家
百家下地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署予防係
電話 029-851-1691

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第117号

令和6年(2024年)9月2日

吉沼

戸ノ山地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第119号

令和6年(2024年)9月2日

吉沼
戸ノ山団地地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第121号

令和6年(2024年)9月2日

吉沼
明戸地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第123号

令和6年(2024年)9月2日

吉沼

向町寺山地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第125号

令和6年(2024年)9月2日

吉沼
前原地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第127号

令和6年(2024年)9月2日

今鹿島
今上宿地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第129号

令和6年(2024年)9月2日

今鹿島
旭下宿地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第131号

令和6年(2024年)9月2日

今鹿島
今下宿地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
豊里分署予防係
電話 029-847-8639

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 135 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

栗原
乾島地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月 2 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
桜分署予防係
電話 029-857-4150

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 137 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

栗原
地縁団体栗原中坪地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月 2 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
桜分署予防係
電話 029-857-4150

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 139 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

栗原
下坪地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月 2 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
桜分署予防係
電話 029-857-4150

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 141 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

栗原
台坪地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024年)10月13日から
令和 6 年(2024年)11月 2 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
桜分署予防係
電話 029-857-4150

様式第 3 号（第 5 条関係）

回覧

6 つくば消中第 143 号

令和 6 年(2024 年) 9 月 2 日

二の宮 3 丁目自治会 1 班地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和 6 年(2024 年)10 月 13 日から
令和 6 年(2024 年)11 月 23 日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が 2 名又は 3 名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
並木分署予防係
電話 029-861-0123

様式第3号（第5条関係）

回覧

6つくば消中第145号

令和6年(2024年)9月2日

二の宮3丁目北（二の宮・小野崎）地区住民の皆様

つくば市中央消防署長
(公印省略)

住宅用火災警報器の設置促進に係る戸別訪問について

処暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、消防行政に対しまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当消防本部では、つくば市火災予防条例の規定により一般住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率向上を図るため、消防職員が各ご家庭を訪問して、住宅用火災警報器の設置の目的及び重要性を説明させていただくとともに、アンケート調査を実施して設置状況を確認させていただきたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、本事業の趣旨を御理解いただき御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 実施期間 令和6年(2024年)10月13日から
令和6年(2024年)11月23日までの土曜日若しくは日曜日
- 実施方法 消防職員が2名又は3名で訪問いたします。
- その他 戸別訪問時に御不在の場合は、住宅用火災警報器のリーフレットを投函させていただきます。

問合せ先
つくば市中央消防署
並木分署予防係
電話 029-861-0123